

(個人情報の保護に関する特別委員会)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法

律案(閣法第七五号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の施行に伴い、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、会計検査院情報公開審査会の会計検査院情報公開・個人情報保護審査会への改組に伴う所要の規定の整備を行う。

二、情報公開審査会の情報公開・個人情報保護審査会への改組に伴う所要の規定の整備を行う。

三、登記簿、特許原簿、訴訟に関する書類、統計調査により集められた個人情報等についての行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定の適用を除外するため、不動産登記法、商業登記法、特許法、刑事訴訟法、統計法等、二十四法律について所要の措置を講じる。

四、この法律は、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の施行の日から施行する。